

Ⅱ 施策の内容

- 2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供

基本施策	2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供
施策の方向	(1) 食品表示の適正化の推進
取組内容	⑳ 食品表示関係法令の周知
関係部署	かごしまの食ブランド推進室, 生活衛生課, 健康増進課, 消費者行政推進室, 計量検定所, 薬務課

現 状

食品表示は、消費者が食品を選択し、購入する際の重要な情報源となるものであり、食品関連事業者等は、食品の表示に関する各種法令を遵守する必要があります。

平成27年4月1日、「JAS法」、「食品衛生法」、「健康増進法」の食品の表示に関する規定を統合した「食品表示法」が施行されました。

県では、「食品表示法」をはじめ、食品の表示に関する法令等の周知を図るため、食品関連事業者等を対象とした各種研修会の開催や事業者主催の勉強会等への講師派遣、啓発パンフレット等の配布を行っています。

項 目	R元年度
食品表示法（品質事項）に基づく表示制度の研修会等実績	27回
食品表示法（衛生事項）に基づく表示制度の研修会等実績	144回
食品表示法（保健事項）に基づく表示制度の研修会等実績	8回
景品表示法に関する研修会実績	1回

○食品関係の表示に関する主な法律について

法律名	法律の目的	担当課
食品表示法	食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保	農政課かごしまの食ブランド推進室（品質事項） 生活衛生課（衛生事項） 健康増進課（保健事項）
景品表示法*	一般消費者の利益の保護	消費者行政推進室
計 量 法	内容量の適正な表示	計量検定所
医薬品医療機器等法*	食品に対する医薬品的な効能効果等の表示を禁止	薬務課

※景品表示法：「不当景品類及び不当表示防止法」

※医薬品医療機器等法：「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（旧薬事法）

課 題

食品表示基準に基づく食品表示制度は、令和2年3月をもって5年間の経過措置期間が終了しましたが、依然として基準に基づく表示がなされていない状況も見受けられることから、「景品表示法」、「計量法」及び「医薬品医療機器等法」等の食品表示関係法令とともに、引き続き、食品関連事業者等へ周知を図っていく必要があります。

また、同基準の改正により施行された新たな加工食品の原料原産地表示制度については、令和4年3月末までは以前の制度に基づき表示が認められていますが、食品関連事業者等は1日も早く消費者に新しい表示が届くよう速やかな切り替えの必要があります。

施策の目標

「食品表示法」に基づく食品表示制度をはじめ、食品の表示に関する法令等について周知を図り、食品表示の適正化に努めます。

具体的な取組内容

- 食品の表示に関する法令の普及啓発
 - ・食品関連事業者等に対する研修会の開催等
 - ・事業者からの講師派遣依頼への対応
 - ・啓発パンフレットの作成・配布

参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信件数	24回	24回	

基本施策	2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供
施策の方向	(1) 食品表示の適正化の推進
取組内容	㊸ 食品表示に関する相談対応
関係部署	かごしまの食ブランド推進室, 消費者行政推進室, 生活衛生課, 健康増進課, 薬務課, 計量検定所

現状

食品の表示に関連する法令は多岐にわたり、担当課が異なることから、県では食品関連事業者からの相談及び消費者からの情報提供に対応するため、総合相談窓口として「食品表示110番」を設置し、それぞれの担当課において、相談に対応しています。

食品表示110番	☎ : 099-286-2533 (消費者行政推進室内)
----------	------------------------------

項目	R元年度
食品表示110番の受付状況	1,062件
食品表示法(品質事項)に関する表示相談等への対応	322件
食品表示法(衛生事項)に関する表示相談等への対応	219件
食品表示法(保健事項)及び健康増進法に関する相談への対応	474件
食品に対する医薬品的な効能効果の表示相談	29件
景品表示法に関する表示相談等	175件
計量法に関する表示相談	74件

※食品表示110番での受付以外に、直接、法令担当課に相談がある場合があり、上記件数は食品表示110番で受け付けたものと一部重複します。

課題

依然として不適切な食品表示が見受けられることや食品関連事業者からの表示に関する事前相談に対応するため、総合相談窓口である「食品表示110番」の周知を行い、引き続き、食品表示の関係法令の相談に適切に対応する必要があります。

施策の目標

食品表示110番等に寄せられた表示相談及び情報提供に対して、迅速かつ的確に対応し、食品表示の適正化に努めます。

具体的な取組内容

- 食品表示に関する相談対応
 - ・食品表示110番等に寄せられた表示相談等への対応

基本施策	2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供
施策の方向	(2) 食品表示に関する監視, 指導
取組内容	③〇 食品表示実態調査等の実施
関係部署	かごしまの食ブランド推進室, 消費者行政推進室, 生活衛生課, 健康増進課, 薬務課, 計量検定所, 農産園芸課, 畜産課, 水産振興課, 森林経営課

現状

食品の表示については, 消費者が食品を選択し, 購入する際の重要な情報源となることから, 各法令に基づき, 担当課が主体となり関係各課と連携し, 食品表示に関する実態調査や監視及び検査, 指導を行っています。

項目	R元年度
食品表示法(品質事項)に基づく食品表示実態調査	373件
食品表示法(衛生事項)に基づく食品表示実態調査	22,734件
食品に対する医薬品的な効能効果の表示監視指導	27件
景品表示法に基づく指導	1件
計量法に基づく商品量目立入検査	7,845個

課題

食品に関する不祥事や不適正な表示が依然として見受けられることから, 引き続き, 実態調査や監視及び検査, 指導の充実を図り, 食品表示に関する消費者の信頼確保に努める必要があります。

施策の目標

食品表示に関する監視, 指導の充実・強化を図り, 食品の適正な表示の指導に取り組めます。

具体的な取組内容

- 食品表示実態調査の実施
- 商品量目立入検査の実施
- 疑義情報等に対する迅速な対応

- ・食品表示に関する消費者からの情報提供等に対して迅速かつ的確に対応



〈食品表示の監視〉

参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
食品表示法(品質事項)に基づく食品表示の適正表示率	92.1%	100%	
商品量目立入検査の検査個数	(過去5年間平均) 7,652個	7,700個	

基本施策	2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供
施策の方向	(3) 消費者の理解促進
取組内容	⑳ 消費者の食品表示に関する理解促進
関係部署	消費者行政推進室, 計量検定所

現 状

「JAS法」と「食品衛生法」、「健康増進法」の個別法で定められていた食品表示ルールが、「食品表示法」として一元化され、平成27年4月から施行されています。

同法に基づく食品表示制度は、食品を摂取する際の安全性の確保を最優先するとともに、自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を目的とし、加工食品の栄養表示の義務化や機能性表示食品制度が導入されています。

このため、消費者自身も表示からの情報を読み取り、安全で適切に活用できるよう表示に関する知識の向上が必要となっています。

これまで県では、食の安心・安全情報メールを活用し、消費者向けに食品表示や景品表示法等に関する情報の提供や商品量目についての計量教室等を実施しています。

課 題

有用な食品表示に関する情報など消費者の食品表示に関する理解増進を図る必要があります。

施策の目標

消費者自身が食品表示に関する理解を深め、自主的かつ合理的な食品選択ができるよう、食品表示に関する適正な情報発信に努め、消費者の表示に関する理解促進を図ります。



〈計量教室〉

具体的な取組内容

- 食品表示に関する適正な情報発信及び勉強会の実施
 - ・「マイライフかごしま」や「食の安心・安全情報メール」「SNS(Twitter)」を活用した情報発信
 - ・商品量目調査会及び計量教室の実施

参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
商品量目調査会及び計量教室の実施	2自治体	5自治体	
食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信件数(再掲)	24回	24回	